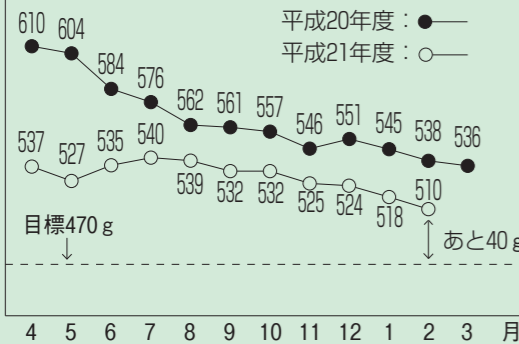


ごみ減量の推移

ごみ減量
13.5% 達成!!
(2月末現在)



市民一人当たりごみ排出量の推移(単位:g)



※4月から各月までの総ごみ排出量から割り出した、市民一人が一日に出すごみ量の平均値。

休日夜間急病診療のご案内

■急な病気のおときは

- ①まず、かかりつけ医にお問い合わせください。
- ②かかりつけ医が不在のときは、休日夜間急病診療所(市保健センター併設/横山町/☎(76)2022)へ
診療科目・受付時間→下表のとおり

科目	診察日	受付時間
内科・小児科	(月)~(金)	午後8時~10時
	(土)	午後5時~9時
	(日、祝、休)、 年末年始	午前8時30分~11時30分 午後1時~4時30分 午後5時30分~9時
歯科	(日、祝、休)、 年末年始	午前8時30分~11時30分 午後1時~4時30分

※健康保険証を必ずご持参ください。

- ③上記の救急医療機関が利用できないとき
救急医療情報センター(刈谷市/☎(36)1133)へ
内容→症状に応じて診療可能な最寄りの医療機関を、24時間365日体制で紹介
※小児の場合は小児救急電話相談もご利用ください。
受付時間→(土)、(日)、(祝、休)の午後7時~11時
電話番号→短縮番号#8000(プッシュ回線契約電話・携帯電話)、☎052(263)9909(短縮番号が使えない場合)
- ④①~③の医療機関などで診断や治療が困難なとき
第2次救急医療施設▶八千代病院(住吉町/☎(97)8111)、
FAX受付▶FAX(98)6191/平日午前8時30分~午後5時
第3次救急医療施設▶安城更生病院(安城町/☎(75)2111)、
FAX受付▶FAX(76)4335/24時間可、返信希望の場合はその旨を明記のこと

5月の相談窓口

※相談は無料です。秘密は固く守られますのでお気軽にご利用ください。
なお、いずれも正午~午後1時と祝日は休みます。

名称	と き	と ころ	問い合わせ
市民相談	毎週(月)~(金) 午前8時30分~午後5時	市役所相談室(北庁舎1階)	市民課相談係 ☎(71)2222
弁護士による法律相談	第1~4(金) 午後1時~5時 要予約...4月20日(火)午前9時から(先着各8人)		
司法書士による法律相談	6日(木)、17日(月) 午後1時~4時 要予約...4月20日(火)午前9時から(先着各6人)		
交通事故相談	19日(木) 午後1時~4時30分 要予約...4月20日(火)午前9時から(先着各7人)		
行政相談	18日(火) 午前9時~午後3時		
人権相談	11・25日(火) 午前9時~午後3時		
相続登記測量相談	25日(火) 午後1時~3時		
女性悩みごと相談	12・26日(木) 午前10時~午後4時		
年金相談	6日(木) 午前10時~午後3時		
外国人相談	毎週(月) 午前9時~正午		
税務相談	5月はありません 午後1時30分~4時 ※予約優先。6月2日(火)、7月7日(火)の予約可。	市民税課 ☎(71)2213	
消費生活相談	毎週(火)・(休) 午前9時~午後3時30分	市役所西会館	商工課 ☎(71)2235
弁護士による消費生活相談	25日(火) 午後1時~3時 要予約...5月6日(木)午前9時から(先着4人)		
労働相談	13日(木) 午後1時~4時	市役所西会館	社会福祉課 ☎(71)2223
職業相談・紹介	毎週(月)~(金) 午前9時~午後5時		
母子相談	毎週(月)~(金) 午前8時30分~午後5時15分	市役所西会館	子育て支援センター(錦・二本木・あけぼの・さくら・根崎保育園内) ☎(73)6336
児童相談	毎週(月)~(金) 午前8時30分~午後5時15分		
内職相談	毎週(金) 午前10時~午後3時	社会福祉社会館	社会福祉協議会総務課 ☎(77)2941
母子家庭就業相談	12日(木) 午後2時~4時		
子育て相談	毎週(月)~(金) 午前9時~午後5時	総合福祉センター	社会福祉協議会地域福祉課(総合福祉センター内) ☎(77)7889
ボランティア相談	毎週(火)・(木)・(土) 午前10時~午後3時		
心配ごと相談	毎週(火) 午後1時~4時 1・15日(土)▶総合・桜井・北部福祉センター 8・22日(土)▶安祥公民館、中部・西部・作野福祉センター 19日(木)▶南部公民館 ※時間はいずれも午後1時~4時。電話相談も可。	総合福祉センター	教育センター ☎(76)9674
子どもの生活相談	8・22日(土) 午後1時30分~3時 要予約...前日までに		
福祉法律相談	19日(木) 午後1時~4時 要予約...前日までに	総合福祉センター	教育センター ☎(76)9674
障害者相談	13日(木) 午前9時~正午 電話相談も可。		
教育相談/心の電話	毎週(月)~(金) 午前9時~午後5時	教育センター	教育センター ☎(76)9674
臨床心理士による ふれあい相談/就学相談	毎週(月)~(金) 午前10時~正午、午後1時~5時 要予約...随時		

自治基本条例コラム①

“まちのルール”が動きだす!

問▶企画政策課(☎(71)2204)

「安城市自治基本条例」が4月1日から施行されました。

この条例は、公募で集まった市民による「あんき会」や有識者など、たくさんの方が力を合わせ、約2年かけて作りあげたものです。

いったいこの条例は何を定めたものでしょうか。実は「安城市のまちづくりは安城市民が主体となって担っていく」ことを定めています。市民が市政に参加できる権利や、市議会・行政の役割などが書かれた、いわば“まちづくりのルールブック”。まちのどんな決まりより優先されることから、「まちの憲法」とも言われています。

この条例ができたことで、安城市のまちづくりは市民が動かすということが約束されました。例えば、市長や市議会の議員が選挙で変わっても、まちづくりの中心が市民であることには変わりありません。でも、この条例だけでは、何かを生み出したり、できなかったことが突然できたりするようなこともありません。これからみんなで話し合い、力を合わせて地域の課題を解決していきます。それが市民が主役のまちづくりです。



¥ 今月の納税など

納付期限：4月30日(金)
口座振替日：4月30日(金)

- ▶固定資産税・都市計画税 第1期
- ▶保育園保育料
- ▶幼稚園授業料
- ▶市営住宅家賃
- ▶児童クラブ育成料
- ▶水道料金・下水道使用料
(J R 東海道本線以北)

市税の納税は便利な口座振替で!

¥ 土曜納税窓口

と き▶毎週(土)午前8時30分~午後5時
ところ▶市民税課
※市の税金・料金の納付書を持参してください。
Pagamento de Impostos aos sábados
Data: aos sábados das 8h30 às 17h00
Local: Prefeitura de Anjo - Depto. de Impostos Municipais (Shiminzei-ka)
※ É possível efetuar o pagamento de qualquer tipo de imposto ou taxa através do boleto bancário emitido pela Prefeitura de Anjo.

Tax Payment Consultation Desk is available on Saturdays
When: Every Saturday, from 8:30 a.m. to 5:00 p.m.
Location: Shiminzei-ka (City Tax Department)
Tax and the other charges with the payment slips issued by the City of Anjo can be paid at the desk. Please bring the payment slip with you.